

松山市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例（案） の概要

I. 制定の経緯

子ども・子育て支援法（以下「法」という。）が改正され、令和8年度から新たな給付として乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）が実施されます。

乳児等通園支援事業者は、児童福祉法に基づく認可基準を満たすことを前提としながら、法に基づく運営に関する基準を満たすことが求められます。この運営に関する基準を満たしていることの確認は、市町村が、国が定める基準に従い、又は参酌して定める基準により行うこととされており、令和7年10月に国の基準案が示されたことから、令和7年度中の確認手続き開始に向けて、本市の基準を条例で定めるものです。

※今回のパブリックコメントで意見を募集するのは、関係府令で示された基準を参考に市が基準を定めるときに、市に裁量がある「参酌すべき基準」に関するものです。

II. 条例の内容

＜条例制定の基本的な考え方＞

国の基準のとおりの内容を規定します。

＜条例で定める基準の事項＞

国の基準のうち、参酌すべき基準は以下のとおりです。

項目	国基準の内容
一般原則	①特定乳児等通園支援事業者は、良質かつ適切であり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮された内容及び水準の特定乳児等通園支援の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指すものでなければならない。 ②特定乳児等通園支援事業者は、当該特定乳児等通園支援事業者を利用する支給対象小学校就学前子どもの意思及び人格を尊重して、常に当該支給対象小学校就学前子どもの立場に立って特定乳児等通園支援を提供するように努めなければならない。 ③特定乳児等通園支援事業者は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、市町村、特定教育・保育施設等、他の特定乳児等通園支援事業者、地域子ども・子育て支援事業を行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。 ④特定乳児等通園支援事業者は、当該特定乳児等通園支援事業者を利用する支給対象小学校就学前子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、特定乳児等通園支援事業者が特定乳児等通園支援事業を行う事業所の

	職員に対し、研修の実施その他の措置を講ずるよう努めなければならない。
乳児等支援支給認定証に記載された事項の確認	特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに係る特定乳児等通園支援の利用の申込みを受けた後、当該乳児等支援給付認定子どもに対する最初の特定乳児等通園支援の提供に際し、乳児等支援給付認定保護者から当該乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援支給認定証の提示を受けたときは、当該乳児等支援支給認定証に記載された事項を確認するものとする。
乳児等支援給付認定の申請に係る援助	特定乳児等通園支援事業者は、法第30条の15第1項の認定（以下「乳児等支援給付認定」という。）を受けていない保護者から利用の申込みがあった場合は、当該保護者の意思を踏まえて速やかに乳児等支援給付認定の申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。
心身の状況等の把握	特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援の提供に当たっては、乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況、当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境、他の特定乳児等通園支援事業者の利用状況その他の教育・保育等の提供の状況の把握に努めなければならない。
特定教育・保育施設等との連携	特定乳児等通園支援事業者は、特定教育・保育施設等において継続的に提供される特定教育・保育及び特定地域型保育との円滑な接続に資するよう、乳児等支援給付認定子どもに係る情報の提供その他特定教育・保育施設等との密接な連携に努めなければならない。
特定乳児等通園支援の提供の記録	特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援を提供した際は、提供した日時、時間、内容その他必要な事項を記録しなければならない。
乳児等支援給付費の額に係る通知等	①特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領により特定乳児等通園支援に係る乳児等支援給付費の支給を受けた場合は、乳児等支援給付認定保護者に対し、当該乳児等支援給付認定保護者に係る乳児等支援給付費の額を通知しなければならない。 ②特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領を行わない特定乳児等通園支援に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した特定乳児等通園支援の内容、利用時間、費用の額その他必要と認められる事項を記載した特定乳児等通園支援提供証明書を乳児等支援給付認定保護者に対して交付しなければならない。
特定乳児等通園支援に関する評価等	①特定乳児等通園支援事業者は、自らその提供する特定乳児等通園支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。 ②特定乳児等通園支援事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。
相談及び援助	特定乳児等通園支援事業者は、常に乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、当該乳児等支援給付認定子ども及びその保護者からの相談に

	適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない
緊急時等の対応	特定乳児等通園支援事業所の職員は、現に特定乳児等通園支援の提供を行っているときに乳児等支援給付認定子どもに体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに当該乳児等支援給付認定子どもの保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。
乳児等支援給付認定保護者に関する市町村への通知	特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援を受けている乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者が偽りその他不正な行為によって乳児等支援給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。
運営規程	特定乳児等通園支援事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下「運営規程」という。）を定めておかなければならない。 ア 特定乳児等通園支援事業の目的及び運営の方針 イ その提供する特定乳児等通園支援の内容 ウ 職員の職種、員数及び職務の内容 エ 特定乳児等通園支援の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日 オ 乳児等支援給付認定保護者から支払を受ける費用の種類、支払を求める理由及びその額 カ 利用定員 キ 特定乳児等通園支援事業の利用の開始及び終了に関する事項その他の利用に当たっての留意事項 ク 緊急時等における対応方法 ケ 非常災害対策 コ 虐待の防止のための措置に関する事項 サ その他特定乳児等通園支援事業の運営に関する重要事項
勤務体制の確保等	①特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対し、適切な特定乳児等通園支援を提供することができるよう、特定乳児等通園支援事業所ごとに職員の勤務の体制を定めておかなければならない。 ②特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所ごとに、当該特定乳児等通園支援事業所の職員によって特定乳児等通園支援を提供しなければならない。ただし、特定乳児等通園支援の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。 ③特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。
利用定員の遵守	特定乳児等通園支援事業者は、利用定員を超えて特定乳児等通園支援の提供を行ってはならない。

掲示等	特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、乳児等支援給付認定保護者から支払を受ける費用の額その他の利用の申込みをした者の特定乳児等通園支援事業者の選択に資すると認められる重要事項を掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなければならない。
情報の提供等	①特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業者を利用しようとする乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者が、その希望を踏まえて適切に特定乳児等通園支援事業者を選択することができるように、その提供する特定乳児等通園支援の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。 ②特定乳児等通園支援事業者は、当該特定乳児等通園支援事業者について広告をする場合において、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてはならない。
利益供与等の禁止	①特定乳児等通園支援事業者は、利用者支援事業その他の地域子ども・子育て支援事業を行う者、教育・保育施設、地域型保育事業者若しくは乳児等通園支援事業者又はその職員に対し、支給対象小学校就学前子ども又はその家族に対して当該特定乳児等通園支援事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。 ②特定乳児等通園支援事業者は、利用者支援事業者等、教育・保育施設、地域型保育事業者若しくは乳児等通園支援事業者又はその職員から、支給対象小学校就学前子ども又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。
苦情解決	①特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関する乳児等支援給付認定子ども又は乳児等支援給付認定保護者その他の当該乳児等支援給付認定子どもの家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。 ②特定乳児等通園支援事業者は、①の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容その他の事項を記録しなければならない。 ③特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関する乳児等支援給付認定子ども等からの苦情に関して市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。 ④特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関し、市町村が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該市町村の職員からの質問若しくは特定乳児等通園支援事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び乳児等支援給付認定子ども等からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた

	場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。 ⑤特定乳児等通園支援事業者は、市町村からの求めがあった場合には、④の改善の内容を市町村に報告しなければならない。
地域との連携等	特定乳児等通園支援事業者は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。
会計の区分	特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。
記録等の整備	①特定乳児等通園支援事業者は、職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかななければならない。 ②特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供に関する次に掲げる記録等を整備し、その完結の日から五年間保存しなければならない。 ア 第14条に基づく特定乳児等通園支援の提供に当たっての計画 イ 第11条による特定乳児等通園支援の提供の記録 ウ 第18条による市町村への通知に係る記録 エ 第28条の②に基づく苦情の内容等の記録 オ 第30条の③に基づく事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
電磁的記録等	①特定乳児等通園支援事業者は、記録、作成、保存その他これらに類するもののうち、この府令の規定において書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下同じ。）により行うことが規定されているものについては、当該書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）により行うことができる。 ②特定乳児等通園支援事業者は、この府令の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、④により、乳児等支援給付認定保護者の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項（以下「記載事項」という。）を電子情報処理組織（特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機と、乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該特定乳児等通園支援事業者は、当該書面等を交付し、又は提出したものとみなす。 ア 電子情報処理組織を使用する方法のうちⅠ又はⅡに掲げるもの

	I 特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機と乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法 II 特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて乳児等支援給付認定保護者の閲覧に供し、乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機に備えられた当該乳児等支援給付認定保護者のファイルに当該記載事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法） イ 電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法 ③②のア及びイに掲げる方法は、乳児等支援給付認定保護者がファイルへの記録を出力することにより文書を作成することができるものでなければならない。 ④特定乳児等通園支援事業者は、②により記載事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該記載事項を提供する乳児等支援給付認定保護者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。 ア ②のア及びイの方法のうち特定乳児等通園支援事業者が使用するもの イ ファイルへの記録の方式 ⑤④の規定による承諾を得た特定乳児等通園支援事業者は、当該乳児等支援給付認定保護者から文書又は電磁的方法により、電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該乳児等支援給付認定保護者に対し、②の記載事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該乳児等支援給付認定保護者が再び④の規定による承諾をした場合は、この限りでない。 ⑥②から⑤までについては、この府令の規定による書面等による同意の取得について準用し、必要な読替えを定める。
--	---

Ⅲ. 根拠法令

- ・ 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第54条の3において準用する第46条第3項
- ・ 特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準（令和7年11月公布予定）

Ⅳ. 施行日

令和8年4月1日